

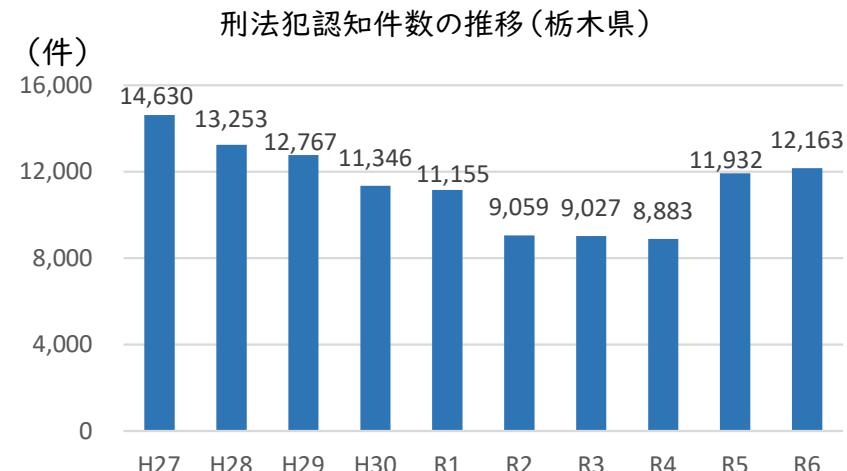
第4次栃木県犯罪被害者等支援基本計画(案)【概要】

I 計画の基本的な考え方

策定の趣旨	現行計画が令和7(2025)年度に終期を迎えることから、国の第5次犯罪被害者等支援基本計画(R8~R12)の策定状況を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を策定するもの
計画の性格	栃木県犯罪被害者等支援条例第9条に基づく「犯罪被害者等支援に関する基本的な計画」
基本目標	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、寄り添い続ける“とちぎ”
計画期間	令和8(2026)~12(2030)年度までの5年間

2 現状と課題

- 県内の刑法犯認知件数は令和5(2023)年以降、増加傾向
- 犯罪被害者等は直接的な被害に加えて、様々な二次的被害に苦しめられている
- 犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口の認知度向上・機能強化が必要
- 県民の理解増進や取組へのアクセス向上のため、効果的な広報・啓発が必要
- 被害直後から時間の経過とともに心境や必要な支援にも変化が生じることから、途切れないと支援を提供するための体制構築が必要
- 死傷者が多数に上るなどの大規模事案への対応が必要



3 計画の方向性、具体的目標

- 様々な困難や課題を抱える犯罪被害者等の支援を行うため、各機関が一体となった取組の推進
- 県内のどこに居住していても等しく必要な支援を受けることができる体制の整備

➡ 全市町における犯罪被害者等支援に係る計画等※の策定

※計画等とは、既存計画・指針等への記載を含む

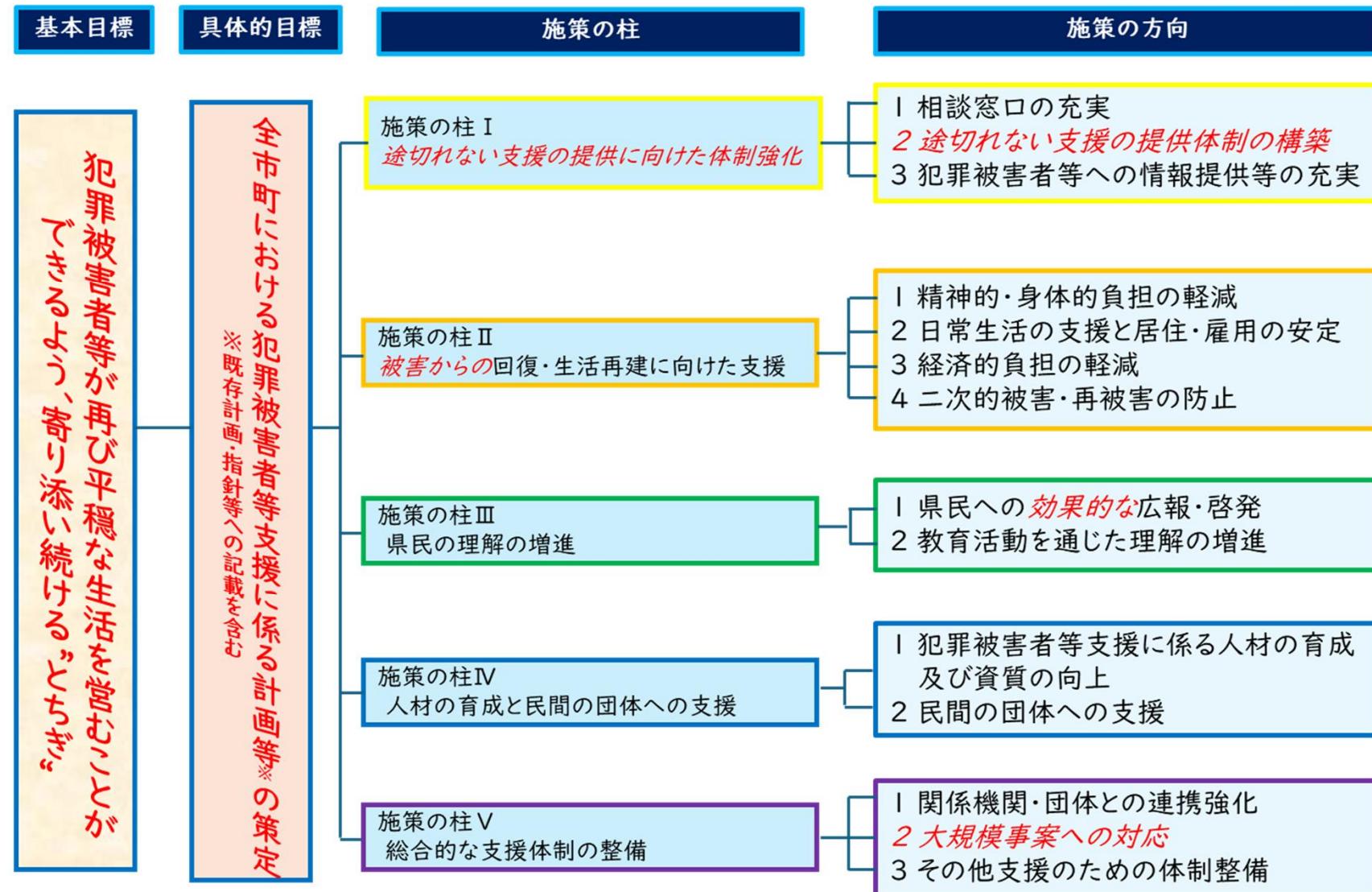
計画等の策定状況(栃木県内)

R7.4.1現在

自治体	計画名	計画期間
栃木県	第3次栃木県犯罪被害者等支援基本計画	令和3年度～令和7年度
宇都宮市	第5次宇都宮市防犯対策推進計画	令和7年度～令和11年度
佐野市	佐野市安全で安心なまちづくり指針	平成21年3月～
日光市	第3次日光市人権施策推進基本計画	令和5年度～令和9年度
上三川町	上三川町人権教育・啓発推進基本計画	令和5年度～令和9年度

4 計画の体系図

※赤字斜体は新規または見直した項目



5 計画の推進体制、進捗管理

- 国、市町、関係機関との連携・協力体制の拡充
- 市町と緊密な連携を図るとともに計画策定及び取組を支援
- 年度ごとに県ホームページにて実施状況を公表